

北本市集合住宅宅配ボックス設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、宅配の再配達防止による温室効果ガスの排出量の削減及び消費者の行動変容の促進を図ることにより、ゼロカーボンシティの実現を推進することを目的として、アパート、マンション等の集合住宅（以下「集合住宅」という。）に宅配ボックスを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象設備)

第2条 補助金の対象となる宅配ボックス（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3辺の合計が60センチメートル以上の宅配物を保管できる大きさのボックスを1つ以上有していること。
- (2) 当該集合住宅の居住者が利用することを目的に設置するものであること。
- (3) 鍵、ダイヤル錠等による盗難防止機能を有していること。
- (4) 埋込み又はアンカー、ワイヤー等で固定されていること。
- (5) 荷物の受け取りを目的として販売された製品であること。
- (6) 新品（未使用品であり、かつ、消費者により購入されたことがないものをいう。）の製品（リース及びレンタル品を除く。）であること。
- (7) 転売を目的としたものでないこと。

2 既に設置されている宅配ボックスの入れ替えを行う場合には、前項に規定するもののほか、当該補助対象設備は、宅配ボックスの機能を向上させるものでなければならない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら所有し、又は管

理している市内に存する集合住宅（竣工済みのものに限る。）に補助対象設備を設置する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 市税、法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金の滞納がある者

(3) 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない補助金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、交付申請時に補助金の不支給措置がとられている者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の本体購入及び設置（これに伴う既設機器の取り外し及び処分を含む。）（以下これらを「設置等」という。）に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、次に掲げる経費

は対象としない。

- (1) 当該補助金の交付決定前に着手している設置等に係る経費
- (2) 国又は他の地方公共団体が交付する補助金等を受給した又は受給をする予定である設置等に係る経費
- (3) 交付決定の日の属する年度の2月末日までに完了しない設置等に係る経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が20万円を超える場合は、20万円とする。

(補助金を受けることができる回数)

第6条 補助金を受けることができる回数は、年度ごとに1回とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、北本市集合住宅宅配ボックス設置補助金交付申請書（様式1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載されている工事請負書又は見積書の写し
- (2) 補助対象設備の設置に係る工事仕様書、位置図、見取図及び設計概要図の写し
- (3) 補助対象設備の設置に着手する前の設置予定場所の現況カラー写真
- (4) 補助対象設備を設置する集合住宅に係る固定資産税の明細書の写し又はこれに類する書類
- (5) 代理人が申請を行う場合にあつては、委任状（様式第2号）
- (6) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、北本市集合住宅宅配ボックス設置補助金交付決定通知書（様式第3号）又は北本市集合住宅宅配ボッ

クス設置補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更等承認申請等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するとき（市長が認める軽微な変更をしようとするときを除く。）は、北本市集合住宅宅配ボックス設置補助金変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付を申請した内容を変更しようとするとき（交付決定額の20パーセント以内の減額を伴う変更を除く。）又は当該申請に係る設置等を中止しようとするとき。

(2) 補助金の交付決定を受けた設置等が予定期間内に完了しないとき又は当該設置等の遂行が困難になったとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を変更等したときは、北本市集合住宅宅配ボックス設置補助金交付決定変更等通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定に係る補助対象設備の設置等が完了した日から起算して15日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、北本市集合住宅宅配ボックス設置補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置等に係る契約書、工事仕様書、位置図、見取図及び設計概要図の写し

(2) 補助対象設備の設置に着手する前の設置予定場所の現況カラー写真及び補助対象設備の設置が完了した後の設置場所の現況カラー写真（補助対象設備の設置状態及び盗難防止機能を確認できるものに限る。）

(3) 工事完了届及び納品書の写し

(4) 領収書の写し又は補助対象設備の購入内容が確認できる書類（購入日、宛名、購入金額、品名、型番及び発行者の記載があるものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告に係る審査によりその内容が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、北本市集合住宅宅配ボックス設置補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査のため必要があると認めるときは、補助対象設備の設置場所に職員を立ち合わせ、完了検査を行うことができる。
（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、北本市集合住宅宅配ボックス設置補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はその内容を変更することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその内容を変更したときは、北本市集合住宅宅配ボックス設置補助金交付決定取消等通知書（様式第10号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、

既に補助金が交付されているときは、当該部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費に係る事業（以下「補助事業」という。）に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する関係書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び関係書類は、当該補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から5年間これを保管しなければならない。

(取得財産の管理)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用が増した財産（以下「取得財産」という。）を適切に管理し、補助事業の完了後も、補助金の支給の目的に従いその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、取得財産について、関係法令等に基づき適切な会計処理を行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助金の交付を受けた者は、取得財産について、補助事業の完了した日から5年間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

(補助事業の公開)

第18条 市長は、補助事業について必要があると認められるときは、交付決定者、補助事業の内容、補助金の額その他の補助事業に係る情報を公開することができるものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。